

大阪府知事登録貸金業者 様

大阪府商工労働部中小企業支援室長

令和6年度における指導監督方針について（通知）

日ごろから、本府の商工労働行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

標記について、貸金業法（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指導及び検査等を実施しますので通知します。

また、貸付業務の状況等を把握するため、「事業報告書」及び「業務報告書」等の提出をはじめ、法令に定める事項の届出等が必要となる場合は、下記に留意し、それぞれ所定の期限までに必要書類を提出してください。

なお、各提出書類の提出先及び様式については、文末に記載しています。

記

1 立入検査又は運営状況の聴き取りの実施について

長引いたコロナ禍による行動制限が解除され、今般、社会経済活動の正常化が進み、経済の回復や成長が期待される一方で、原材料・エネルギー価格等の高騰、人材不足の影響から物価上昇が続いており、若年者をはじめとする資金需要者等を取巻く環境は厳しい状況にあります。

そのような中、貸金業者は法に規定する目的に基づく業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図ることが引き続き求められます。そこで令和6年度も前年度同様、コンプライアンスの観点から全事業者に対し、帳簿書類の確認等を含む立入検査（以下「検査」という。）又は運営状況の聴き取りを実施いたします。検査の実施日等については個別に連絡させていただく予定です。

また、日常の貸金業の営業実態を確認する観点から、前年度同様、事前に連絡をすることなく貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という。）の設置確認等の状況を調査する場合がありますので、ご承知おきください。

なお、検査を拒否した場合や検査の結果、違法な行為が認められた場合には、法に基づき、厳正な処分（業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し）を行う場合がありますのでご留意ください。

※ 検査における主な着眼点については、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）を参照してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_torikumi/torikumih25.html

2 「事業報告書」の提出について

法第 24 条の 6 の 9 の規定により、各貸金業者の毎事業年度ごとに提出が義務付けられているものです。

- (1) 提出期限 毎事業年度経過後 3 ヶ月以内（※個人事業者の提出時期は 3 月末です。）
- (2) 添付資料
- ア 法人 ①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、
④※自己検証リスト（直近 3 か月分）
- イ 個人事業者 ①別紙様式第 4 号「財産に関する調書」及びその価額を証する書類（金融機関の残高証明書、銀行預金通帳の写し、固定資産評価証明書等。作成に当たっては「財産に関する調書」下部の記載上の注意を参照）
②※自己検証リスト（直近 3 か月分）

※ 自己検証リストが必要な業者…下記の (i) 又は (ii) に該当し外部監査を行っていない業者
(i) 他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者
(ii) 貸金業の業務に従事する者が 1 名で、かつ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者

- (3) 提出先及び提出部数
- ① 協会員
- ア 提出先 日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）
イ 提出部数 各 3 部（ただし、「その価額を証する書類」については 2 部、「自己検証リスト」については 1 部）
- ② 非協会員
- ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）
イ 提出部数 各 2 部（ただし、「自己検証リスト」については 1 部）

3 「業務報告書」の提出について

令和 6 年 3 月末日時点での貸付状況を把握するため、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定により徴求を行うものです。

- (1) 提出期限 令和 6 年 5 月 31 日（金）
- (2) 提出先及び提出部数
- ① 協会員
- ア 提出先 日本貸金業協会 大阪府支部（郵送可）
イ 提出部数 3 部
- ② 非協会員
- ア 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ（郵送可）
イ 提出部数 2 部

※ 「事業報告書」及び「業務報告書」に記載していただく「残高」欄については、報告書の種類によって金額の単位が異なりますのでご注意ください。

・「事業報告書」…百万円単位 ・「業務報告書」…千円単位

※ 「事業報告書」若しくは「業務報告書」の提出がない場合又は虚偽の報告を行った場合、法第 24 条の 6 の 4 の規定により業務停止を命ずることがあります。

また、法第 48 条の規定により 1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこれを併科されることがありますので、必ず提出してください。

4 変更の届出について

法第8条の規定により、変更事項によって届出の時期が決まっていますので、期間内での届出書の提出をお願いします。変更届出書の提出が遅れた場合には遅延理由書の提出を求めています。提出遅延が続く場合には再発防止策についてヒアリングを行うことがあります。提出事項及び期限は法定事項ですので厳守してください。

- (1) **事前**届出が必要になるもの（あらかじめ届出が必要なもの）
 - ① 営業所の「移転・新設・廃止・名称」
 - ② 広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」
- (2) **事後**届出が必要になるもの（変更の日から2週間以内に届出が必要なもの）
 - ① 商号及び名称
 - ② 個人事業主の「氏名」
 - ③ 法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」
※役職名の変更については、登録簿に変更が生じる場合（取締役⇒代表取締役、常務取締役⇒専務取締役など）は届出が必要です。
 - ④ 使用人の「就任・退任・氏名」
 - ⑤ 主任者（主任者登録番号の変更を含む）
 - ⑥ 業務の方法等
 - ⑦ 他に事業を行っているときの事業の種類

- ※ 変更の届出に必要な添付書類について、提出期限に間に合わないことがわかった場合はあらかじめ大阪府にご連絡ください。
- ※ 法務局へ登記申請を行っているものの登記事項証明書（法人登記）の添付が間に合わない場合は、先に変更届出書及び登記事項証明書（法人登記）以外の添付書類を提出し、後日登記事項証明書（法人登記）を提出することも可能です。
- ※ 「変更届出書」の様式は、下記（大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページ）からダウンロードできます。
https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/henkou_todoke.html

5 「若年者向け貸付けに関する報告書」の提出について （消費者向け貸付業者のみ対象）

若年者に対する貸付けの適切な運営を確保するために18歳、19歳の若年者に対して貸付けを行った場合は、法第24条の6の10第1項の規定により、報告書の徴求を行うものです。※報告を行った貸金業者は、翌月以降も令和7年3月末まで毎月報告書を提出する必要があります。

- (1) 提出期限 当該貸付けを行った各月の翌月20日まで
- (2) 提出先 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ
(郵送・FAX可) FAX番号：06-6210-9510
- (3) 提出部数 1部

- ※ 報告書の提出は令和4年4月4日付金第1022号により、令和5年3月末までとしておりましたが、金融庁からの報告書提出の継続要請により、令和7年3月末まで延長します。

6 「財産的要件」を満たさなくなった場合の対応について

貸金業登録の要件である純資産額 5,000 万円は、登録申請時だけでなく常時維持しておく必要があり、下回った場合は、法第 24 条の 6 の 4 第 1 項第 1 号の規定により登録取消処分の対象となります。純資産額が 5,000 万円を下回った場合は、当課貸金業対策グループに速やかにご連絡いただくとともに、以下の項目について報告してください。

- (1) 提出書類 財産的基礎に関する届出書
- (2) 報告していただく項目
 - ア 純資産額
 - イ 上記純資産額の算出根拠
 - ウ 純資産額を回復させる計画
- (3) 提出期限 当該事由発生日から 2 週間以内
- (4) 提出先
 - ①協会員：日本貸金業協会 大阪府支部
 - ②非協会員：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ

※ 貸金業者向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」という。）に基づき「純資産額を回復させる計画」についてヒアリングを行います。

7 廃業等をされる場合の対応について

廃業等をされることになった場合は、協会員、非協会員を問わず、まず大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（TEL：06-6210-9506）までご連絡ください。

廃業等をされた場合は、法第 10 条の規定により「廃業等届出書」をご提出ください。

- (1) 提出書類 ①廃業等届出書 2部、②その他添付書類 1部
- (2) 提出期限 廃業した日から 30 日以内
- (3) 提出方法 原則として届出者による持参（郵送不可）
※届出者が法人の場合、代表者による持参が困難な場合は、ご相談ください。
- (4) 提出先
 - ①協会員：日本貸金業協会 大阪府支部
 - ②非協会員：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ

※ 廃業等届出書を提出された後、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定により必ず残貸付債権の状況を報告してください。

なお、残貸付債権のある間は、「みなし貸金業者」に該当し、年に 1 度（事業年度経過後 3 ヶ月以内に）「残貸付債権の状況等に係る報告書」を提出することにより、その状況を報告していただくこととなっていますので遺漏のないようお願いいたします。

※ 「みなし貸金業者」については、結了する（残貸付債権が 0 になることをいう。）まで引き続き法の適用を受け、残貸付債権の取立て等について立入検査を行うなど指導監督の対象となりますので、ご注意ください。

8 業務の適正な運営にかかる諸注意

● コンプライアンスの徹底について

近年、民法や個人情報保護法の改正、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリング対策等、貸金業法のみならず関連法令の遵守も求められています。

個人情報の漏洩防止はもとより取引時における本人確認の徹底、マネロン・テロ資金供与対策を踏まえた経営管理態勢の構築等、社内規則に準じた個人情報の適正な取扱いの確保並びに取引時確認、取引記録等の保存及び疑わしき取引の届出等を的確に行い、適正な業務運営に努めていただくようお願いします。

特に取引時確認の注意事項として、公的証明書による確認を行う場合、既に取引時確認をしていたとしても、改めて取引時確認を行う際には、本人なりすましの防止の観点等から、取引時点で有効期限内の証明書によって特定事項の確認、記録を行う様にしてください。

なお、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドラインの対応を求められる事項については、令和6年3月末が完全対応の期限となっています。各事業者におかれては自らの特性を踏まえた管理態勢の構築をお願いします。

(金融機関におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について 金融庁ホームページ)

<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/index.html>

● 主任者の登録更新について

貸金業者は、営業所又は事務所ごとに常時勤務する主任者を設置しなければなりません。この主任者登録の有効期間は3年であり、登録を更新する場合は有効期間の2ヶ月前までに日本貸金業協会へ更新の申請を行う必要があります。

更新登録の手続きにあたっては、更新前6ヶ月以内に日本貸金業協会が行う講習を受講する必要があります。更新手続きを怠ると主任者登録はその効力を失うことになり、当該営業所等の主任者が不在の状態になった場合、法に定める設置要件を欠くこととなり、行政処分の対象となることがありますので、ご注意ください。

- ※ 従前から提出いただいていた「貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知（写し）」については、主任者の登録更新のたびに提出は不要といたします。
- ※ 日本貸金業協会から送付されてきた通知が「登録更新完了通知」でなく、「登録完了通知」となっている場合は、主任者登録番号が変わることから、別途「変更届出書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

● 貸金業トピックスをぜひご活用ください

大阪府ホームページ内の金融課のページにおいて、貸金業トピックスというページを公開しています。法令改正や登録申請事務における注意点など、重要なお知らせを登録貸金業者のみなさま向けに発信しています。ぜひ定期的にご覧ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/column.html

各提出書類の提出先及び様式等について

<協会の提出先>

〒542-0081

大阪市中央区南船場1丁目16番20号 ムラキビルディング3階

日本貸金業協会 大阪府支部

(TEL 06-6260-0921)

<非協会の提出先>

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課貸金業対策グループ

(TEL 06-6210-9506)

<各報告書や届出書（※変更届出書は除く）の様式>

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html

[問合わせ先]

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

貸金業対策グループ 角・同道・藤田

TEL：06-6210-9506（直通）

FAX：06-6210-9510